

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成25年5月27日

議席番号 21 番

東村山市議会議長 様

質問者 伊藤 真一

記

番号	質問の項目と要旨
1.	空き家問題への対応策と、「空き家条例」制定について
	<p>平成22年7年、所沢市が「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」を制定しました。</p> <p>当市においても防災、防犯、衛生、景観等の視点からの苦情が聞かれます。現行法のもとでは自治体として対処できる詳細な規定がなく、公務執行上、また、市民生活の権利と義務の面において、これを規定しておくことは有意義なことと考えます。高齢者の一人暮らしが増加しており、今後、空き家問題がより深刻化する前に、その対応方法のマニュアル化、市民の意識啓発を行うべく、空き家問題対策と条例制定についての考えをお聞きします。</p>
	(1) 東村山市の現状について
	①市内全域の問題家屋の実態について、件数やその程度を把握しているか。
	②苦情や現地調査により、どのような問題があるか、また多いと認識しているか。 (防災、防犯、衛生、景観などの種類ごとに具体的な事例を示されたい)
	③市民からの苦情の件数や内容、およびそれらにどう対処したか。
	④解決の困難事例があれば伺いたい。
	⑤以上の答弁を踏まえ、市長のご認識、ご見解を伺う。
	(2) 防犯、防災関係機関との情報交換や、庁内連携の状況について
	①消防署や警察署とは防犯、防災を目的に空き家に関する情報交換が行われているか。
	②問題解決へ防災、環境、課税、都市計画等、庁内関係所管は連携できる態勢にあるか。
	(3) 固定資産税課税標準額の特例措置が空き家問題の原因か、それとも解決策となるか。
	①廃屋に近い「空き家」を特例措置の適用除外とすることの是非について。
	②取壊し更地化後、一定期間の課税免除、軽減で整理促進することについて。
	③以上の具体的な課税ルール案について、市長のご見解を伺う。

議席番号 21 番

質問者 伊藤真一

番号	質問の項目と要旨
2.	富士見町横河住宅内市道の実質的な幅員(4m)の確保について
	<p>市道135号線5および6は、昨年12月の市議会定例会に上程され本会議で可決、認定されたものです。当初、認定要件「幅員4m以上」が確保されていなかったため、住民側は要件をクリアすべく塀などの工作物をセットバックしました。委員会では「将来においてL型、電柱などの移設を考えたい」との答弁がありました。測量図面上、また法的には市道としての要件を満たしているとして本会議で可決、認定しましたが、住民としては緊急自動車の通行や、対面交通の安全性の確保等の点において不便、不安が解消されておらず、早期の道路整備を望んでいます。今後の道路整備の見通しについて伺います。</p> <p>(該当市道として、市道134-6、135-4などの周辺道路も含んだ、地域の課題として伺うもの)</p>
	(1) 地元住民や地権者との協議
	①市道認定要件の充足と、その後の整備について、どのような協議や申し合わせ、あるいは合意事項があったのか。
	②認定以後、地元住民からこの件について質問や要望は受けていないか。
	(2) 市道路線(「赤道」を除く)のうち、同様な課題を抱えている路線はどの程度あるか。
	(3) 道路改修工事の優先順位から見て、当該地域の市道はどう認識されているのか。
	(4) 道路改修の早期実現が困難であれば、暫定的に「一方通行」指定など、一定の交通整理を導入することも地域全体として考えられる。
	法令上の課題や、地域住民にとってのメリット、デメリットについて見解を伺う。